

同窓会の皆様へ

「第104回全国高等学校サッカー選手権大会」並びに
「第37回全国高等学校女子駅伝競走大会」出場に伴うご寄付のお願い

謹啓 向寒の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本校教育活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日行われました「第104回全国高等学校サッカー選手権大会石川大会」並びに「第37回全国高等学校女子駅伝競走石川県予選」においてに、サッカー部、女子陸上競技部が共に優勝を飾り全国大会への出場を決めました。サッカー部は2年連続の優勝、女子陸上競技部は、悲願の初優勝となります。部員たちの努力はもちろんではありますが、これもひとえに皆様方の心強いご声援・ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。石川県の代表として、母校の名誉と皆様方のご期待に応える活躍ができますよう、これまで以上のご支援・ご声援をよろしくお願い申し上げます。

つきましては、応援団の移動や全国大会出場に関わる諸費用について、皆様方のご支援をお願いする次第であります。

皆様には日頃より多大なるご支援ご厚情をいただいているところではございますが、趣旨にご理解ご賛同を賜り、なにとぞ格別のご支援をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。 謹白

○お願いしたい寄付金額

一口 3,000円（一口以上または3,000円以上で金額にかかわらずお受けいたします。）

○寄付金納入方法

以下のいずれかでご都合の良い方法でお願いいたします。いずれの方法でも寄付金控除を受けることができます。詳しくは別紙をご覧ください。

- ①ホームページにある寄付申込書を記載し、メールかFAXでご送信ください。振込依頼書を郵送いたしますので、指定の金融機関にお振込みください。
- ②高校事務室へ直接ご持参（寄付金に寄付申込書を添えてご提出ください。）
- ③右のQRコードを読み取っていただき、「金沢学院大学 募金サイト」からクレジットカード等で払込み



○試合日程

- ・第104回全国高等学校サッカー選手権大会1回戦（初戦） 宮崎県代表 日章学園高校
2025年12月29日（月）12：05キックオフ 於：駒沢陸上競技場
- ・女子第37回全国高等学校駅伝競走大会
2025年12月21日（日）10：20出発 於：たけびしスタジアム京都付設駅伝コース

2025年11月吉日

学校法人金沢学院大学	理事長 秋山 稔
金沢学院大学附属高等学校	校長 村中 幸子
金沢学院大学附属高等学校同窓会	会長 藤間信乃輔
金沢学院大学附属高等学校後援会	会長 卯辰外喜男

寄付金税制上の優遇措置について

【個人】

1. 所得税控除

「税額控除」「所得控除」のいずれかの制度を、確定申告の際に選択します。

- (1) 税額控除 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{還付金額}$ (所得税の25%が上限)

○寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除します。

- (2) 所得控除 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{還付金額}$

○寄付金額から2,000円を差し引いた額を所得から控除し、その後、税率を掛けます。所得金額に対して寄付金額が大きい場合や、所得税率が高い方の減税効果が期待できます。

2. 地方住民税控除

寄付された年の翌年度の「個人県民税」「個人市町民税」から控除されます。

(対象となるのは寄付された年の翌年の1月1日現在で石川県内に住所を有する方です。)

- (1) 個人県民税額控除 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = \text{個人県民税控除額}$

- (2) 個人市町民税額控除 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\% = \text{個人市町民税控除額}$

【法人】：

- ◆ 受配者指定寄付金制度を利用した場合、寄付金の全額を損金に算入可能です。

受配者指定寄付金の寄付申込書(様式1-1)の提出が必要です。

ご入金から「寄付金受領書」の発行までに約2か月を要します。決算期付近のお申し込みの場合、事前にご相談ください。

- ◆ 特定公益増進法人に対する寄付制度を利用して損金算入できる金額の限度額は以下の通りです。

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 50\% = \text{損金算入限度額}$
限度額を超える部分については、一般の寄付先として損金算入が可能です。

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 25\% = \text{損金算入限度額}$